

令和9年度要望調査における前回調査との変更点

○交付基準単価の変更

【国実施要綱 別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業（2）参照】

- ・既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

スプリンクラー設備を設置する事業（延べ床面積 1,000 m²未満の施設に限る。）

9,710 円/m² → 10,460 円/m²

消火ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算

2,440 千円/施設 → 2,630 千円/施設

自動火災報知設備を設置する事業（延べ床面積 300 m²未満の施設に限る。）

1,080 千円/施設 → 1,170 千円/施設

消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業（延べ床面積 500 m²未満の施設に限る。）

325 千円/施設 → 351 千円/施設

- ・社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

61,600 千円/施設 → 66,400 千円/施設

- ・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

29,260 千円/施設 → 31,600 千円/施設

- ・高齢者施設等の換気設備整備事業

4,000 円/m² → 4,310 円/m²

○中長期的な修繕計画の提出（今回の要望調査では提出不要）

【国実施要綱 第3 2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（2）参照】

- ・社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業
- ・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

以上の区分の事業を実施する場合は、今後国が通知するところにより中長期的な修繕計画の提出が求められるようになったため、あらかじめ準備をしておくこと。

→ 採択された場合、年度明けの4月前後に提出を求められる可能性があるため、詳細を定めた国通知が到達し次第、遅滞なく要望調査書提出者には情報提供を予定。